

～令和2年度「林業架線技術者育成研修」募集案内～

1. 研修概要 林業架線集材作業の指導的立場となる者の後継者の育成を目的とした、最大35日間の研修。
2. 研修期間 令和2年6月～令和2年12月（予定）
3. 実施場所 和歌山県農林大学校林業研修部（西牟婁郡上富田町生馬1504-1）及び近隣の実習地
4. 募集期間 令和2年3月31日（火）まで
5. 募集定員 5名
6. 書類提出先 各振興局林務課 林業労働担当
※必要書類については振興局林務課が説明いたしますので、まずは早めに電話にてお問い合わせ下さい。

- | | |
|------------|-----------------|
| ・海草振興局林務課 | TEL073-441-3366 |
| ・那賀振興局林務課 | TEL0736-61-0015 |
| ・伊都振興局林務課 | TEL0736-33-4910 |
| ・有田振興局林務課 | TEL0737-64-1263 |
| ・日高振興局林務課 | TEL0738-24-2912 |
| ・西牟婁振興局林務課 | TEL0739-26-7911 |
| ・東牟婁振興局林務課 | TEL0735-21-9612 |

7. 対象者 ①以下の条件に該当する事業体の事業主若しくは事業体に雇用されている者

林業労働力の確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する者（素材生産業を営む者については、和歌山県木材業者等の登録に関する条例第3条に規定する登録を受ける者とする。）であって和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事務所を有するもの及び林業を営営する個人であって県内に住所を有するものをいう。

②事業主にあつては、次のとおり。

- (1) 研修終了後、5年以上林業に就業できる年齢である者
- (2) 架線集材作業経験年数が3年以上ある者

③雇用されている林業労働者にあつては、次のとおり。

- (1) 雇用契約において期間の定めがない者であつて、本事業の研修終了後、5年以上林業に就業できる年齢である者
- (2) 4か月以上の雇用期間が定められている者（季節労働を除く。）のうち、本事業の研修終了までの就業を予定し、かつ、研修終了後、5年以上林業に就業できる年齢である者
- (3) 架線集材作業経験年数が3年以上ある者

8. 経 費 受講料は無料

9. 内 容 研修においては以下のような講習を行います。

・ 林業架線現地講習（15日）

【以下は資格取得を伴う講習】

・ 林業架線作業主任者講習（14日）

・ 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育（2日）

既に林業架線作業主任者講習受講済みだが、機械集材装置の運転の業務に係る特別教育を修了していない方のみ対象。

・ クレーン取扱い業務等特別教育（2日）

・ 高性能林業機械等特別教育（4日）

選択科目、車両系建設機械運転技能講習修了者のみ受講可能。

10. 問い合わせ先 和歌山県農林大学校林業研修部 担当：濱田 TEL0739-47-4141
(西牟婁郡上富田町生馬 1504-1)